

ストーカー対策総合保険

普通保険約款・特約条項



 ASSOCIA SSI
株式会社あそしあ少額短期保険

用語の定義

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のあるときはそれを優先します。

	用語	定義
あ	一括払い	1年分の保険料を1回で払込むことをいいます。
	応当日	契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。
か	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	禁止命令等	ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」といいます。なお同法の改正があったときは改正後の定義に従います。)に規定する禁止命令等をいいます。
	警告	ストーカー規制法に規定する警告をいいます。(口頭によるものを除きます。)
	警護サービス	警備業法に規定する「人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務」に該当するストーカーからの周辺警護サービスをいいます。
	警察署等	各都道府県の地域を管轄し、各管轄区域内における警察の本部や事務所をいいます。
	警察本部長等	警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長をいいます。
	告知事項	危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたものをいいます。

さ	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われるときを除きます。
	宿泊	旅館業法に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業の施設を寝具を使用して利用することをいいます。
	ストーカー	この用語の定義に定める「ストーカー行為」を行う加害者をいいます。
	ストーカー行為	ストーカー規制法に規定するストーカー行為をいいます。
	ストーカー事故	この用語の定義に定める「警告」または「禁止命令等」が発令され、保険金支払いの対象となる事案のことをストーカー事故といいます。
	損害	被保険者がつきまとい等のストーカー行為をされたことにより受ける金銭上の不利益をいい、ストーカー対策として負担した費用を含みます。
た	第1回目保険料	保険契約者が月払いで払い込む第1回目の保険料をいいます。
	第2回目以降の保険料	保険契約者が月払いで払い込む第2回目以降の保険料をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称の如何を問いません。
	月払い	保険料を毎月払込む方法のことをいいます。
	つきまとい等	ストーカー規制法に規定するつきまとい等をいいます。
	提携警備業者	警備業法に規定する警備業者のうち、当会社が指定する警備業者をいいます。
	転居	住居を変えることをいい、一時的に他人の住居またはホテル、旅館その他の施設に滞在す

		ることを含みません。
	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法の登録を受けた者及び届出をした者をいいます。
は	被保険者	この保険契約により、補償を受ける人または補償の対象になる人をいいます。
	保険期間	当会社が保険責任を負う期間をいい、保険契約証等記載の保険始期日（保険期間の初日）に始まり、保険契約証等記載の保険終期日（保険期間の末日）に終わります。
	保険金	この保険契約で対象となる損害が生じた場合に、当会社が被保険者に払う金銭のことをいいます。
	保険金支払限度額	この保険契約で対象となる損害が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みを行い、保険料の支払義務を負うことになる人をいいます。契約上の権利および義務を持ちます。
	保険契約更新証	インターネット上の専用画面に提示する保険契約更新後の契約内容を表記したものです。
	保険契約証	インターネット上の専用画面に提示する保険金支払限度額や保険期間などの保険契約の内容を表記したものです。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類（電磁的記録を含みます。）をいいます。
	ホテル等	旅館業法に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行うための宿泊施設をいいます。 例）ホテル、旅館、カプセルホテルなど。
	ホームセキュリティ	住宅内に取り付けしたセンサー器具などが、侵入などの異常を感知すると、警報を鳴らしたり、あらかじめ契約している警備会社などへ自動通報され、状況判断後に警備員が駆け付けるシステムのことをいいます。

ま	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの経過していない期間のことをいいます。
	無効	保険契約の効力が、当初から生じないことをいいます。
	モバイルセキュリティサービス	提携警備業者に対してストーカー警護サービスを要請するために、当該警護業者が提供する通信機器利用サービスをいいます。
や	約款	本保険契約の契約内容を定めたものです。

第1章 補償条項

第1条（この保険におけるストーカー事故およびその発生日の定義）

1. 保険金の支払対象となるストーカー事故は、下表の(1)から(3)のすべてに該当するものに限りです。

(1)	保険契約者または被保険者が、ストーカー行為をした者に係る相談を保険期間の開始日(*1)以降に警察署等に対し行ったこと(*2)
(2)	保険契約者または被保険者が、(1)のストーカー行為をした者に係る警告の申出または禁止命令等の申出を保険期間の開始日(*1)以降に警察本部長等または公安委員会に対し行ったこと（被保険者の禁止命令等に係る申出を経ることなく公安委員会が職権で禁止命令等をする場合を含みます。）
(3)	(1)のストーカー行為をした者に対し警察本部長等から警告がなされたことまたは公安委員会から禁止命令等がなされたこと

(*1) 第2章第1節第12条（保険責任の始期および終期）に規定する保険期間の初日をいいます。

(*2) 申込日の1年以上前に警察署等への相談を行っていた場合を含みます。

2. この保険では、警告または禁止命令等が発令された日をストーカー事故の発生日とします。ただし、警告および禁止命令等の両方が発令された場合は、そのいずれかが先に発令された日をストーカー事故の発生日とします。

第2条（ストーカー警護費用保険金）

1. 当社は、ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者に警護サービスを依頼し、被保険者がその警護サービス費用(警護サービスに付随または関連する費用を含む。)を負担した場合に、ストーカー警護費用保険金を支払います。
2. ストーカー警護費用保険金の支払い限度額は、1つのストーカー事故について240万円とします。
3. ストーカー警護費用保険金の支払い期間は、1つのストーカー事故について発生日から最長1年間とします。

第3条（モバイルセキュリティ費用保険金）

1. 当社は、ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者にモバイルセキュリティサービスを依頼し、被保険者がその費用(モバイルセキュリティサービス利用のための初期費用および利用料を含む。)を負担した場合に、モバイルセキュリティ費用保険金を支払います。

2. モバイルセキュリティ費用保険金の支払い限度額は、1つのストーカー事故について6万円とします。
3. モバイルセキュリティ費用保険金の支払い期間は、1つのストーカー事故について発生日から最長1年間とします。

第4条（ストーカー対策費用保険金）

1. 当社は、被保険者にストーカー事故が発生した場合に、ストーカー対策費用保険金を支払います。
2. ストーカー対策費用保険金の支払い限度額は、1つのストーカー事故について20万円とします。
3. ストーカー対策費用保険金は、1つのストーカー事故について当該ストーカー事故の発生日から6か月以内のストーカー対策として提携警備業者の提供する機器購入またはサービス利用に限りお支払いします。
4. ストーカー対策としての機器購入またはサービス利用は次に定めるものとします。
 - (1)防犯カメラ
 - (2)盗聴器・盗撮器探索サービス
 - (3)ホームセキュリティ
 - (4)鍵交換サービス
 - (5)センサーライト
 - (6)補助錠
 - (7)ガラス窓強化フィルム

第5条（一時避難費用保険金）

1. 当社は、被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として緊急避難するべく、一時的にホテル等(*1)に宿泊した場合に、被保険者が負担した宿泊費用に対して一時避難費用保険金を支払います。
2. 一時避難費用保険金の支払い限度額は、1つのストーカー事故について1泊1万円とします。
3. 一時避難費用保険金は、1つのストーカー事故について14泊の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から3か月以内の宿泊に限ります。
(*1)日本国内に限ります。

第6条（引越費用保険金）

1. 当社は、被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として転居（住民票の異動有無を問いません。）したときは、被保険者が負担したその転居に要する費用（引越費用、賃貸借契約に係る礼金および仲介手数料を含みます。）に対して、

引越費用保険金を支払います。

2. 引越費用保険金の支払い限度額は、1つのストーカー事故について40万円とします。
3. 引越費用保険金は、1つのストーカー事故について1回の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から4か月以内の転居に限ります。

第7条（ストーカー事故が複数発生した場合）

保険期間中に被保険者が複数の者からのストーカー行為を受け、複数のストーカー事故が発生した場合、当会社はストーカー対策として、第2条から第6条に規定する保険金を支払います。

第8条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金を支払いません。

(1)	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (ア) 保険契約者（*1） (イ) 被保険者 (ウ) （ア）または（イ）の法定代理人
(2)	被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取る際には、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
(3)	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

（*1）その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等から、第2条から第6条に規定する保険金に相当する保険金等の支払いがある場合でも、当会社は第2条から第6条に規定する保険金を支払います。ただし、他の保険金等により既に保険金等が支払われている場合には、被保険者が被った損害の額からそれらの合計額を差し引いた額に対してのみ、保険金をお支払いします。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第10条（保険契約の成立と責任開始日）

1. 当社が保険契約の申込みを承諾し、かつ保険料相当額が払込期日内（*1）に払い込まれた場合、保険契約の申込日からその日を含めて30日を経過した日を責任開始日（契約日）とします。

（*1）保険契約の申込日からその日を含めて30日を経過した責任開始日までのことをいいます。

2. 契約日は、初年度契約については責任開始日、更新後の保険契約については、責任開始日の年単位の応当日とし、保険期間は契約日から起算します。
3. 当社が保険契約の申込みを承諾したときは、承諾の通知に代えて、インターネット上の専用画面に所定の保険契約証を提示します。

第11条（保険証券の不発行）

1. 当社は、この保険契約において、保険証券を発行しません。
2. 当社は、この保険契約の内容を記載した保険契約証をインターネット上の専用画面で提示します。

第12条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、保険契約証、または保険契約更新証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

第13条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、下表の告知事項について、事実を当社の定める方法により正確に告知しなければなりません。

(1)	保険契約者の氏名または名称および住所
(2)	被保険者の氏名、住所(*1)および生年月日
(3)	他の保険契約等の有無
(4)	告知日より過去1年間における警察署等へのストーカー行為をした者に係る相談の有無
(5)	告知日現在における警察本部長等への警告等の申出の有無
(6)	告知日現在における警察本部長等からの警告等の発令の有無

（*1）日本国内であることを要します。

第14条（通知義務）

1. 保険契約締結後、下表のいずれかに該当する事実が発生したときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の相続人は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなったときは、当会社に通知する必要はありません。なお、保険契約者および被保険者の住所変更については、第15条（保険契約者および被保険者の住所変更）の規定によります。

(1)	被保険者が死亡したこと
(2)	第13条（告知義務）(1)(2)の内容に変更を生じさせる事実が発生すること

2. 当会社は、1の通知を受けたときには、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面または電磁的方法等により提出することを求めることができます。

第15条（保険契約者および被保険者の住所変更）

1. 保険契約者または被保険者が保険契約証、または保険契約更新証表記の住所または通知先を変更したときは、保険契約者および被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社書面または電磁的方法等によって通知しなければなりません。
2. 上記1の規定による通知がなされなかったときは、当会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者または被保険者に到達したものとみなします。
3. 上記1の被保険者の住所または通知先の変更が、第1章第6条の引越費用保険金の要件を満たすときは、保険契約者または被保険者はこの条の手続きのほか、第3節（ストーカー事故発生時等の手続き）の手続きを行わなければなりません。

第16条（保険金支払後の保険金支払限度額）

当会社が保険金を支払った後の1つのストーカー事故についての保険金支払限度額は当会社が支払を行った保険金の分だけ減少します。

第2節 保険料の払込み

第17条（保険料の払込方法等）

1. 保険契約者は、次に定める保険料の払込方法に従って保険料を払い込まなければなりません。保険料の払いは月払い(12回払い)、または一括払いとします。
 - (1) クレジットカード決済サービス
 - (2) 携帯電話キャリア決済サービス
 - (3) 口座振替(一括払いのみ)
 - (4) コンビニエンスストア決済サービス(一括払いのみ)

(5) 団体での集金による方法(団体契約特約・団体扱特約を付帯する場合)

なお、保険料の払込方法について当会社が認めた他の方法があるときは、当該他の方法により払い込むことができるものとします。

2. 当会社が保険契約の保険料の月払いを承諾した場合、第1回目保険料相当額は、第1回目保険料として契約日の属する月の保険料に充当し、第2回目以降の保険料は、第1回目保険料を充当した月の翌月以降、順次充当するものとします。
3. 第2回目以降の保険料は、月単位の契約応当日の前月末日までに払い込むものとし、この日を保険料払込期日とします。
4. 当会社は、保険契約者から上記1の払込方法に基づき保険料を受領した場合には、保険契約者から別途請求があった場合を除き、当会社所定の領収証を交付しません。

第18条（払込猶予期間）

1. 保険料の払込方法が一括払いの場合、一括払いの保険料の払込猶予期間は、保険始期日の属する月の翌月末日までとします。
2. 毎月の保険料の払込方法が月払いの場合、第1回目保険料の払込猶予期間は、保険始期日の属する月の翌月末日までとします。第2回目以降の保険料の払込猶予期間は、月単位の契約応当日の翌月末日までとします。
3. 毎月の保険料の払込方法が月払いの場合、第2回目以降の保険料について、第17条(保険料の払込方法等)1による保険料の払込みができずに、保険契約者から当会社に保険料払込みの申し出があった場合は、保険契約者は当会社が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。
4. 払込猶予期間中に保険金支払事由が発生した場合、当会社は保険契約者により未払込保険料が払い込まれた後に、保険金を支払います。ただし上記規定に係らず、被保険者が希望する場合、未払い保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。
5. この保険契約には復活の取扱いはありません。

第19条（クレジットカード決済サービスによる保険料払込み）

保険契約者が第17条(保険料の払込方法等)の規定によりクレジットカード決済サービスによる保険料の払込みを選択した場合は、保険契約者および当会社は次の規定に従うものとします。

1. クレジットカード決済サービスによる保険料払込みの承諾
当会社は、保険契約者がクレジットカード決済サービスにより、この保険契約の保険料を払い込むことを承諾します。ただし、クレジットカード発行会社の定める会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限り
ます。
2. クレジットカード決済サービスによる保険料領収の時期

(1) 保険契約者からこの保険契約の保険料の払込みについてクレジットカード決済サービスによる払込みの申出があった場合は、当会社がクレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(オーソリゼーション)を行ったうえで、クレジットカード決済サービスによる保険料の払込みを承諾した時に、当会社は保険料を領収したものとみなします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。

ア. 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者がクレジットカード発行会社の定める会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約に係る保険料相当額の全額を既に払い込んでいた場合は、(1)の規定を適用します。

イ. クレジットカード発行会社の定める会員規約等に定める手続きが行われない場合

3. クレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い

(1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がクレジットカード発行会社に対してこの保険契約に係る保険料相当額を既に払い込んでいたときは、当会社はその保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者がクレジットカード発行会社の定める会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が直接請求した保険料を保険契約者が遅滞なく当会社に払い込んだときは、2(1)の規定を適用します。

4. 保険料の返金の特則

当会社が保険料を返金する場合には、当会社は、保険料相当額についてクレジットカード発行会社から領収したことを確認した後に返金します。ただし、3(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合および保険契約者がクレジットカード発行会社の定める会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約に係る保険料相当額の全額を既に払い込んでいた場合は、確認せずに返金します。

第20条(携帯電話キャリア決済サービスによる保険料払込み)

保険契約者が第17条(保険料の払込方法等)の規定により携帯電話キャリア決済サービスによる保険料の払込みを選択した場合は、保険契約者および当会社は次の規定に従うものとします。

1. 携帯電話キャリア決済サービスによる保険料払込みの承諾

当会社は、保険契約者が携帯電話キャリア決済サービスにより、この保険契約の保険料を払い込むことを承諾します。ただし、電気通信事業者の定める規約等により携帯電話キャリア決済サービスの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限りま

す。

2. 携帯電話キャリア決済サービスによる保険料領収の時期

- (1) 保険契約者からこの保険契約の保険料の払込みについて携帯電話キャリア決済サービスによる払込みの申出があった場合は、当社が電気通信事業者による携帯電話キャリア決済サービスの認証ならびに承認がなされたこと等の確認を行ったうえで、保険料の払込みを承諾した時に、当社は保険料を領収したものとみなします。
- (2) 当社が電気通信事業者から保険料相当額を領収できない場合は、(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が電気通信事業者の定める会員規約等に従い、電気通信事業者に対してこの保険契約に係る保険料相当額の全額を既に払い込んでいた場合は、(1)の規定を適用します。

3. 電気通信事業者から保険料相当額を領収できない場合の取扱い

- (1) 当社が電気通信事業者から保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が電気通信事業者に対してこの保険契約に係る保険料相当額を既に払い込んでいたときは、当社はその保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が電気通信事業者の定める規約等に従い携帯電話キャリア決済サービスを利用した場合において、(1)の規定により当社が直接請求した保険料を保険契約者が遅滞なく当社に払い込んだときは、2(1)の規定を適用します。

4. 保険料の返金の特則

当社が保険料を返金する場合には、当社は、保険料相当額について電気通信事業者から領収したことを確認した後に返金します。ただし、3(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が電気通信事業者の定める規約等に従って携帯電話キャリア決済サービスを利用し、電気通信事業者に対してこの保険契約に係る保険料相当額の全額を既に払い込んでいた場合は、確認せずに返金します。

第21条（口座振替による保険料払込み）

保険契約者が第17条(保険料の払込方法等)の規定により口座振替による保険料の払込みを選択した場合は、保険契約者および当社は次の規定に従うものとします。

1. 口座振替による保険料払込みの承諾

当社は、次の(1)(2)の要件を満たした場合に限り、保険契約者が口座振替により、この保険契約の保険料を払い込むことを承諾します。ただし、口座名義人と保険契約者が同一でない場合、当社は承諾しないことができるものとします。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、提携金融機関に開設されていること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

2. 口座振替による保険料の払込み

(1) 口座振替による保険料の払込みは、当会社の定めた日(以下、「振替日」といいます。)に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込むものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。

(2) 上記(1)による保険料の払込みがあった場合は、振替日に保険料の払込みがあったものとします。

(3) 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対し、その振替順序を指定できません。

(4) 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

3. 口座振替が不能となった場合の取扱い

上記2の口座振替が不能となった場合には、第18条(払込猶予期間)の規定に関わらず、振替日の翌月に再振替を行います。また、再振替が不能となった場合には、保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、さらに翌月末までに保険料を払込むものとします。

第22条(コンビニエンスストア決済サービスによる保険料払込み)

保険契約者が第17条(保険料の払込方法等)の規定によりコンビニエンスストア決済サービスを選択した場合は、保険契約者および当会社は次の規定に従うものとします。

1. コンビニエンスストア決済サービスによる保険料払込みの承諾

当会社は、保険契約者がコンビニエンスストア決済サービスにより、この保険契約の保険料を払い込むことを承諾します。

2. コンビニエンスストア決済サービスによる保険料領収の時期

保険契約者は、保険料払込期日までに、当会社が保険契約者に交付する保険料払込票または保険料払込番号を使用して、保険料をコンビニエンスストアの収納窓口で払込まなければなりません。またコンビニエンスストアの収納窓口での保険料の払込みがなされた時に、当会社は保険料を領収したものとみなします。

第3節 ストーカー事故発生時等の手続き

第23条(ストーカー事故発生時または損害発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、ストーカー事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

(1)	ストーカー事故発生の通知	ストーカー事故発生の日時、届出警察署およびストーカー事故の概要を直ちに当会社に通知すること
(2)	他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容 (*1) について、遅滞なく、当会社に通知すること
(3)	訴訟の通知	損害賠償の請求 (*2) についての訴訟を提起した場合には、遅滞なく当会社に通知すること
(4)	請求権の保全等	他人に損害賠償の請求 (*2) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
(5)	調査の協力等	(1)から(4)までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第24条（ストーカー事故発生時または損害発生時の義務違反）

1. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第23条（ストーカー事故発生時または損害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表に定める額を差し引いて保険金を支払います。

(1)	第23条の表の(1)から(3)までまたは同表の(5)	第23条の表の(1)から(3)までまたは同表の(5)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
(2)	第23条の表の(4)	他人に損害賠償の請求 (*1) をすることによって取得することができたと認められる額

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第23条（ストーカー事故発生時または損害発生時の義務）に関する書類に事実と異なる記載をした場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4節 保険金請求手続

第25条（保険金の請求）

1. 当会社に対する保険金請求権は、ストーカー事故が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
2. 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金ごとに下表記載の次の(1)から(5)までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) ストーカー警護費用保険金

①	保険金請求書	原本	◎
②	ストーカー事故にあったことを証明する書類		
	下記のいずれかの書類 ・警察署等が発行した「行政措置実施証明書」(様式第13号) ・警察署等が発行した「ストーカー行為等に係る相談処理結果表」(様式第1号)	コピー可	◎
③	ストーカー警護費用および利用日時が確認できる書類		
	提携警備会社が発行した領収書および利用明細	原本	△

◎……提出必須書類

△……請求内容に応じて提出が必要な書類

(2) モバイルセキュリティ費用保険金

①	保険金請求書	原本	◎
②	ストーカー事故にあったことを証明する書類		
	下記のいずれかの書類 ・警察署等が発行した「行政措置実施証明書」(様式第13号) ・警察署等が発行した「ストーカー行為等に係る相談処理結果表」(様式第1号)	コピー可	◎
③	モバイルセキュリティ費用および利用日時が確認できる書類		
	提携警備会社が発行した領収書および利用明細	原本	△
	提携警備会社とのモバイルセキュリティサービス利用契約	コピー可	△

◎……提出必須書類

△……請求内容に応じて提出が必要な書類

(3) ストーカー対策費用保険金

①	保険金請求書	原本	◎
②	ストーカー事故にあったことを証明する書類		
	下記のいずれかの書類 ・警察署等が発行した「行政措置実施証明書」 (様式第 13 号) ・警察署等が発行した「ストーカー行為等に係 る相談処理結果表」(様式第 1 号)	コピー可	◎
③	ストーカー対策の機器購入費用またはサービス利用料および利用日時が 確認できる書類		
	提携警備業者等が発行した領収書および利用 明細	原本	◎

◎……提出必須書類

(4) 一時避難費用保険金

①	保険金請求書	原本	◎
②	ストーカー事故にあったことを証明する書類		
	下記のいずれかの書類 ・警察署等が発行した「行政措置実施証明書」 (様式第 13 号) ・警察署等が発行した「ストーカー行為等に係 る相談処理結果表」(様式第 1 号)	コピー可	◎
③	一時避難に係る宿泊が確認できる書類		
	ホテル等が発行した領収書および利用明細	原本	◎

◎……提出必須書類

(5) 引越費用保険金

①	保険金請求書	原本	◎
②	ストーカー事故にあったことを証明する書類		
	下記のいずれかの書類 ・警察署等が発行した「行政措置実施証明書」 (様式第 13 号) ・警察署等が発行した「ストーカー行為等に係 る相談処理結果表」(様式第 1 号)	コピー可	◎
③	引越を行ったことが確認できる書類		
	賃貸借契約書	コピー可	◎
④	引越に係る費用の額が確認できる書類		
	引越業者が発行した領収書および利用明細	原本	△

賃貸借に係る礼金および仲介手数料の額が記載された契約書	コピー可	△
賃貸借に係る礼金および仲介手数料の額が記載された領収書	原本	△

◎……提出必須書類

△……請求内容に応じて提出が必要な書類

3. 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本の提出が必要となります。
4. 当社は、ストーカー事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して2で規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
5. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて4の規定に違反した場合または2から4に関する書類に事実と異なる記載をした場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払）

1. 当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1)	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ストーカー事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
(2)	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
(3)	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額およびストーカー事故と損害との関係
(4)	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
(5)	(1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（*1）被保険者が第25条（保険金の請求）2の手続きを完了した日をいいます。

2. 上記1に規定する確認をするため、下表の中欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、1の規定に係らず、当社は、請求完了日からその日を含めて下表の右欄の日

数（*1）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1)	災害救助法が適用された災害の被災地域における 1 の表の(1)から(5)までの事項の確認のための調査	60 日
(2)	1 の表の(1)から(4)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
(3)	1 の表の(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*2）	180 日

（*1）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（*2）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3. 上記 1 および 2 に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*1）には、これにより確認が遅延した期間については、1 または 2 の期間に算入しないものとします。

（*1）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4. 当会社は、1 または 2 に規定した保険金支払期日を超えて保険金を支払う場合は、法定利率を日割り計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。
5. 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 27 条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

1. この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
2. 上記 1 の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第 28 条（指定代理請求人）

1. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

(1)	被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
(2)	上記(1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に保険金を請求で

	きない事情がある場合には、(1)以外の 3 親等内の親族
--	------------------------------

2. 上記 1 の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
3. 上記 1 および 2 の規定は、1(1)(2)の者がこの保険金請求の原因となったストーカー行為を行った本人である場合には適用しません。

第 5 節 保険契約の取消、無効、失効または解除

第 29 条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第 30 条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていった事実があった場合は、この保険契約は無効とします。

第 31 条（保険契約の失効）

1. 保険契約締結後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。
2. 払込猶予期間末日までに払い込まれるべき保険料の払込がない場合には、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。

第 32 条（告知義務違反による保険契約の解除）

1. 当会社は、第 1 節第 13 条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(1)	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
(2)	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

2. 上記 1 の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1)	1 の事実がなくなった場合
(2)	当会社が保険契約締結の際、1 の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（*1）
(3)	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべきストーカー事

	故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当社が保険契約締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
(4)	当社が1に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または初年度の保険契約締結の時から5年を経過した場合

(*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

3. 上記1の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
4. 上記3の規定は、1の事実に基づかずに発生したストーカー事故による損害については適用しません。

第33条（重大事由による保険契約の解除）

1. 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(1)	保険契約者(*1)または被保険者が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で故意にストーカー事故を生じさせたとき、または生じさせようとしたとき(*2)
(2)	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があったこと(*2)
(3)	保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合 ア. 反社会的勢力(*3)に該当すると認められること イ. 反社会的勢力(*3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力(*3)を不当に利用していると認められること エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力(*3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	(1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)

	までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
--	---

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 上記1の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、1(1)から(4)までの解除原因となる事由が発生した時以降に生じたストーカー事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
3. 保険契約者または被保険者が1(3)アからオまでのいずれかに該当することにより1の規定による解除がなされた場合には、2の規定は、1(3)アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第34条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます

第35条（保険契約者による保険契約の解約）

1. 保険契約者は、当会社に対する書面または電磁的方法等による通知をもって保険契約を解約することができます。
2. 上記1の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6節 保険料の返還、追加または変更および保険金の削減

第36条（保険料の返還）

1. 第5節第29条（保険契約の取消）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、保険料は返還しません。
2. 第5節第30条（保険契約の無効）に規定する保険契約の無効の場合は、当会社は、保険料は返還しません。
3. 第5節第31条（保険契約の失効）に規定する保険契約の失効の場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した未経過保険料を返還します(*1)。ただし、保険料の払込方法が月払いの場合は、保険料は返還しません。また保険料未納による失効の場合は返還しません。
4. 第5節第32条（告知義務違反による保険契約の解除）および33条（重大事由による保険契約の解除）いずれかの規定により、当会社が保険契約を解除したときは、領収した保険料に別表1に掲げる既経過期間に応じた解約係数を乗じた保険料を返還します

(*1)。ただし、保険料の払込方法が月払いの場合は、保険料は返還しません。

5. 第5節第35条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、当会社は、領収した保険料に別表1に掲げる既経過期間に応じた解約係数を乗じた保険料を返還します(*1)。ただし、保険料の払込方法が月払いの場合は、保険料は返還しません。

(*1)小数点第1位を四捨五入し円単位とします。

第37条（保険期間中の保険料の増額または保険金支払い限度額の減額）

1. 当会社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めたときには、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金支払い限度額の減額を行うことがあります。
2. 上記1の規定により保険料の増額または保険金支払い限度額の減額を行うときには、保険契約者にすみやかにその旨を通知します。
3. 上記2の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

(1)	当会社の通知した内容で保険契約内容を変更する方法
(2)	保険契約を解約する方法

4. 上記3の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より3(1)の方法が指定されたものとみなします。
5. 上記1で保険料が増額となるときは、保険契約者は当会社の定める日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
6. 本条の規定により保険契約を解約するときには、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します(*1)。

(*1) 小数点第1位を四捨五入し円単位とします。

第38条（想定外の事象発生による保険金の削減払）

想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当会社が認めたときには、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

第7節 保険契約の更新

第39条（保険契約の更新）

1. 当会社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し更新契約(*1)の内容を通知するものとします。

(*1) この節の規定により更新する更新後の保険契約をいいます。以下この節において同じ。

2. 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合は、

保険契約は1の更新契約の内容により更新されるものとします。ただしストーカー警護費用保険金が1つのストーカー事故について支払い限度額の240万円に達した場合は、満了として更新させないものとします。その場合は、保険契約者に対してその旨を通知します。

3. 保険契約者は、更新保険料払込期日(*2)までに更新契約の保険料を払い込まなければなりません。

(*2)更新保険料払込期日は、更新前契約の保険期間満了日とします。

4. 更新保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は更新契約の保険始期日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
5. 上記4の期間内に更新契約の保険料が払い込まれない場合には、2の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
6. 更新契約の保険始期から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間にストーカー事故が発生した場合には、当会社は、保険契約者により未払込保険料が払い込まれた後に、保険金を支払います。ただし上記規定に係らず、被保険者が希望する場合、未払い保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。
7. 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、インターネット上の専用画面に保険契約の更新を証する保険契約更新証を提示します。

第40条（更新契約に適用される制度、料率等）

当会社が、制度、料率等(*1)を改定した場合には、更新契約に対しては、更新契約の保険期間の初日における制度、料率等が適用されるものとします。

(*1) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第41条（更新時の保険料の増額または保険金支払い限度額の減額等）

1. 当会社は、この保険における保険金の支払額(*1)がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときには、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金支払い限度額の減額を行うことがあります。

(*1) すでに支払事由が発生した場合の見込み額を含みます。

2. 上記1の規定により保険契約の更新時に保険料の増額または保険金支払い限度額の減額を行うときには、更新される保険契約の保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までにその旨を通知します。
3. 上記2の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

(1)	当会社の通知した内容で保険契約を更新する方法
(2)	保険契約を満了する方法

4. 上記3の指定がなされないまま更新日が到来したときは、保険契約者より3(1)の方法が指定されたものとみなします。
5. 第39条（保険契約の更新）および上記1から4までの規定に係らず、保険金の支払状況等によりこの保険が不採算となり保険契約の引受が困難になったときその他当社が必要と認めた場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。この場合、保険期間満了日の2か月前までにその旨を通知します。

第8節 その他事項

第42条（代位）

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権（*1）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは下表の額を限度とします。

(1)	当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
(2)	(1)以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

2. 上記1の表の(2)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する1および2の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第43条（破産）

1. 当社が破産手続開始の決定を受けた場合は、保険契約者は保険契約を解除することができます。
2. 保険契約者が1の規定による保険契約の解除をしなかった場合は、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3か月を経過した日に失効します。

第44条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当金はありません。

第45条（時効）

保険金を請求する権利、または保険料の返還を請求する権利は、これらを行使す

ることができる時から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第46条（用語の適用等）

1. この基本条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。
2. この基本条項において保険契約の締結には、更新（*1）を含むものとします。

（*1）更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款および特約条項に基づき、同一の条件・期間での保険契約（第7節第40条（更新契約に適用される制度、料率等）の規定が適用される場合にあっては、同条の制度、料率等が適用された条件・期間での保険契約）を引き続き継続することであって、同節第39条（保険契約の更新）の規定を適用するものをいいます。ただし、同節第41条（更新時の保険料の増額または保険金支払い限度額の減額等）1から4までの規定が適用される場合にあっては、異なる条件・期間で保険契約を引き続き継続することを含みます。

第47条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、当会社の本店の所在地または契約者もしくは被保険者の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第48条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表 1) 解約係数表

一時払い												
既経過 月数 (*1)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
率	50 %	45 %	41 %	36 %	32 %	27 %	23 %	18 %	14 %	9 %	5 %	0 %
算式	返還する保険料＝領収した保険料×上記既経過期間に対応する解約係数 (*1) 1 か月に満たない期間は 1 か月とします。											

団体契約特約

第1条（特約の適用条件）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が、当会社との間で団体契約取扱協約を締結している団体であること
 - (2) (1)の団体が、日本国内に本店または主たる事務所を有する官公庁、会社、その他法人格を有する団体であること
 - (3) 被保険者が、日本国内に居住し、次のいずれかに該当する者であること
 - ア. (1)の団体から定期的に給与(*1)の支払いを受ける者
 - イ. アの配偶者または 2 親等以内の親族
 - (4) 同一の団体との間で締結するこの特約の被保険者数が10名以上であること
 - (5) 保険契約証等にこの特約を適用する旨が表記されていること
- (*1) 役員報酬を含みます。

第2条（保険料割引率）

1. この特約を適用する保険契約の保険料割引率は、同一の団体との間で締結するこの特約の被保険者数に応じて次のとおりとします。

被保険者数	保険料割引率
10名以上30名以下	団体契約保険料割引率 5%
31名以上	団体契約保険料割引率 10%

2. 上記 1 に規定する被保険者数は、団体と締結する協約書に定める日(*1)における被保険者の数とします。

(*1) 契約日前であることを要します。なお、この特約が更新された場合は、更新日が契約日となります。

3. 上記 1 に規定する保険料割引率は、この特約の申込日に決定します。

第3条（通知義務）

保険契約者または被保険者は、被保険者が第1条（特約の適用条件）(3)に規定する者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第4条（特約の非更新）

1. 次のいずれかの事由に該当するときは、この特約は更新されません。
 - (1) 当会社と団体との団体契約取扱協約が解除または解約されたとき
 - (2) 被保険者が第1条（特約の適用条件）(3)に規定する者でなくなったとき
 - (3) 同一の団体との間で締結するこの特約の被保険者数が10名未満となり、団体と締結する協約書に定める日までに補充できないとき

- (4) 保険契約者から当会社に対して、この特約を更新しない旨の通知があったとき
2. 上記 1 (2)または(3)に該当する事由が発生したにもかかわらず、当該事由の発生後に最初に到来する更新日までに当会社がその事実を知らないまま保険契約が更新された場合は、当該更新日において主契約のみが更新され、この特約は更新されなかったものとして取り扱います。なお、この場合、保険契約者(*1)は、当該更新日以降の期間の保険料について、第2 条(保険料割引率)に規定する保険料率とこの特約を付加しない通常の保険料率との差額を当会社に払い込まなければなりません。
- (*1) 保険契約者の変更があった場合は、新たに保険契約者となった者とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

団体扱特約

	用語	定義
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に「保険料集金に関する契約書」による集金契約を締結した者をいいます。
	集金不能日	集金者による保険料相当額の集金が不能となった最初の給与支払い日をいいます。
た	団体	以下①②をいいます。 ①保険契約者が勤務し、給与(役員報酬を含みます。)を受けている会社(*1)、官公庁、公社、公団等の企業体 ②上記①に勤務する者によって構成される労働組合等 (*1)法人・個人の別を問いません。

第1条（特約の適用条件）

この特約は、以下の(1)または(2)の者が所属する団体を、保険料相当額の集金者とし、その集金者を經由して保険料を当会社に払い込む場合に適用します。

(1) 団体に勤務する役職員

(2) その団体に勤務する者により構成される労働組合等の構成員

第2条（保険契約者の範囲）

保険契約者は団体に勤務し、毎月その団体より給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受けている者または、その団体に勤務する者によって構成されている労働組合等に所属する者としてします。

第3条（被保険者の範囲）

被保険者は第2条（保険契約者の範囲）で規定した保険契約者及びその配偶者、または保険契約者の2親等以内の親族とします。

第4条（保険料の払込）

保険契約者は、この保険契約の保険料相当額を集金契約に規定されている集金日に団体を經由して払い込むものとします。

第5条（契約内容の提示）

当社は、集金契約において定められた方法により、集金者から保険料相当額の払込みが行われた場合、保険契約者にこの保険契約の内容を記載した保険契約証をインターネット上の専用画面で提示します。下記第6条（保険契約の更新）の規定により保険契約の更新が行われた場合も保険契約更新証を提示します。

第6条（保険契約の更新）

1. 当社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し更新契約（更新後の保険契約をいいます。）の内容を通知するものとします。
2. 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合は、保険契約は更新契約の内容により更新されるものとします。
3. 当会社または団体が集金契約を解除した場合、保険契約の更新は行われません。

第7条（特約の失効または解除）

1. この特約は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - (1)集金契約が解除された場合
 - (2)保険契約者が団体から毎月の給与の支払いを受けなくなった場合
 - (3)保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - (4)上記(1)から(3)の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
2. 当社は、当特約における被保険者の人数が10名未満である場合にはこの特約を解除することができます。
3. 上記1の(1)の事実が発生した場合または上記2の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく保険契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条（保険料割引率）

1. この特約を適用する保険契約の保険料割引率は、同一の団体との間で締結するこの特約の被保険者数に応じて次のとおりとします。

被保険者数	保険料割引率
10名以上30名以下	団体扱保険料割引率 5%
31名以上	団体扱保険料割引率 10%

2. 上記 1 に規定する被保険者数は、団体と締結する集金契約に定める日における被保険者の数とします。なお、この特約が更新された場合は、更新日における被保険者の数とします。
3. 上記 1 に規定する保険料割引率は、この特約の申込日に決定します。

第 9 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

以下の条項は保険料の払込方法が月払いの場合に適用します。

第 10 条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

上記第 7 条（特約の失効または解除） 1 の規定によりこの特約が効力を失った場合または第 7 条 2 の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は次表の期間内に未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払込まなければなりません。

区分	期間
①この特約が効力を失った場合	集金不能日から 1 か月以内
②この特約が解除された場合	解除日から 1 か月以内

第 11 条（未払込分割保険料の払込みがない場合のストーカー事故の取扱い）

上記第 10 条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またこの特約の解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生したストーカー事故による損害に対しては、当会社は保険契約者により未払込保険料が払い込まれた後に、保険金を支払います。ただし上記規定に係らず、被保険者が希望する場合、未払い保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（保険契約の解除—未払込分割保険料の払込みがない場合）

1. 当会社は、上記第 10 条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払込まれない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2. 上記 1 に規定する解除は集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力が発生します。